

危険な勾配





ずさんな管理

不法盛土は犯罪です!!

不法盛土とは 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の許可を受けることなく、一定の規模以上の面積や高さの盛土等を行うこと

不法盛土をした場合

3年以下の拘禁刑若しくは**1000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金**又はその併科に処せられます。

不法盛土を発見したときや、そのおそれがあると感じたときは、『不法盛土110番』に連絡してください!!

不法盛土110番にはこんな情報をください!

- 発見場所・日時
- 土砂の量・規模・搬入時間
- 行為者等に関する情報（現場作業員の特徴・土地所有者）
- 車両に関する情報（ナンバー、車種、会社名等の表示）

インターネット上の通報フォームから情報提供することもできます

栃木県　不法盛土110番　検索



不法盛土110番

所管事務所	電話番号	管轄市町
県西環境森林事務所	TEL 0288-23-1000	鹿沼市　日光市
県東環境森林事務所	TEL 0285-81-9002	真岡市　上三川町　益子町　茂木町　市貝町　芳賀町
県北環境森林事務所	TEL 0287-22-2277	大田原市　矢板市　那須塩原市　さくら市 那須烏山市　塩谷町　高根沢町　那須町　那珂川町
県南環境森林事務所	TEL 0283-23-4445	足利市　佐野市
小山環境管理事務所	TEL 0285-22-4309	栃木市　小山市　下野市　壬生町　野木町

※宇都宮市内の事案は、宇都宮市都市計画課(028-632-2883)へ連絡してください。

QRコード スマートフォン

栃木県

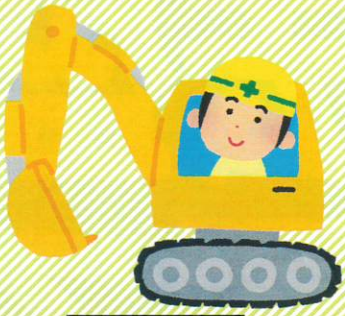
栃木県の許可を受けずに土砂を持ってきたり積んではダメ
Illegal dumping of soil is a crime.
非法倾倒土砂是犯罪行为。

現場作業員やダンプ運転手も 不法盛土関係者になります！

例



ダンプ運転手



現場作業員



土地所有者

行政庁は、盛土規制法上、土地所有者や占有者（工事の施工状況に応じてダンプ運転手や現場作業員等も該当）に対して、工事の状況の報告を求める権限（報告徴取）を有しています。
報告徴取に応じない場合や虚偽の報告を行った場合も、罰則の対象となります。

【土地所有者の方へ】土砂の受入に注意しましょう!!

悪質な事業者はこんな言葉で近づいてきます

- 資材置場として土地を貸してほしい
- 使いやすいように整地します
- 田んぼをかさ上げして畑にします
- 許可がいらない規模で土砂を入れます





「土砂入れる」そんな話にご用心!!

対策のPOINT



▶安易に信じ込まない!

行為者は、甘い言葉で土地所有者に盛土の提案をする事例が多いため、相手を安易に信じ込まないでください

▶書面等を取り交わす!

契約書や協定書、図面等を盛土行為者と事前に取り交わし、完成形や責任の所在を明らかにしておきましょう

▶許可の要否を確認する!

「許可は取得済」「許可不要の行為」と、土地所有者に虚偽の説明をしている事例があるため、許可証の有無等を書面により確認しましょう



本リーフレットについての問合せは栃木県資源循環推進課（028-623-3154）にお願いします。

R8(2026).3